

(行政書士⇔行政書士)

確約書

「封印取付け委託要領」(平成18年国自管第86号)第10条第4項に基づき、丁種受託者である行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定する行政書士会から委託を受けた行政書士(以下「甲」という。)と、当該行政書士から再々委託を受けた行政書士(以下「乙」という。)は、下記のとおり確認する。

記

1. 甲は乙が以下の要件を満たすことを認め、甲の委託元である丁種受託者の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。
 - ① 自動車登録業務に十分精通していること。
 - ② 封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること。
2. 封印取付け作業を行う者は、乙とその補助者(総務省令に基づき、所属する行政書士会に届出している補助者に限る。)とする。
3. 乙は、封印取付け台帳を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等により、封印の取付け作業を適正に行うこと。
4. 乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け報告書により、甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて封印の取付け作業について乙に報告を求めることができるものとする。
5. 乙は、甲の委託元である丁種受託者が定める封印に関する規則、細則及び内規に従うものとする。
6. 乙が行う封印の取付け作業について問題が生じた際は、甲、乙が協議して解決するものとする。
7. 本確約書は、令和 年 月 日から実施するものとする。

令和 年 月 日

甲 登録番号
氏名 印

乙 登録番号
氏名 印

覚書

令和元年〇〇月〇〇日に取り交わした確約書と特記事項として以下の事を取り決めをする

- ① 封印取付後は速やかに報告を行うこと。
なお、報告の際は取り付け後のリアナンバー写真、車台番号の写真（又は拓本等）をメールまたは郵送にて行う。
甲 事務所： 行政書士さくま事務所
郵送先： 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央2丁目2-10 仙都会館ビル7階
メール： info@office-sakuchan.com

乙 事務所：
郵送先：
メール：
- ② 登録手続き後の成果物（封印含む）に関しては書留等の送付方法にて行うものとし、送付ミスの無いよう注意義務を負うものとする。
- ③ 封印取付の際は行政書士若しくはその補助者が行うものとし、取り付けミスが起こらないよう注意義務を負うものとする。
- ④ 料金に関しては別表にて料金表を作成し、社会経済情勢に応じて改定する場合は事前協議の上改定するものとする。

上記①～④の項目に該当しない事由が発生したときは協議の上解決するものとし、覚書を更新することとする。

本確約書、覚書締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれの1通を保有する。以下余白